

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)  
第5条第3項の規定により、九州大学(元岡)研究教育棟 施設整備事業に関する実施方針につ  
いて、別冊のとおり公表する。

平成14年 10月 8日

九州大学長 梶山 千里

**九州大学（元岡）研究教育棟Ⅰ  
施設整備事業実施方針**

平成 14 年 10 月

**九州大学**

## はじめに

九州大学は、九州帝国大学として 1911 年に創設され、創造性に富み人間性豊かで優秀な人材を多数輩出するとともに、中核的な研究・教育拠点として、世界に冠たる優れた研究業績を積み重ねてきました。

21 世紀は高度知識社会の時代といわれており、科学技術、学術文化の飛躍的發展と次代を担う優れた研究者や高度専門職業人の育成が強く求められています。また、大学において蓄積された科学技術や学術文化、多様な資料や施設などの開放を通じて、地域社会との交流を深めることも強く求められるようになっております。

九州大学では、以上のような時代の変化、諸課題に対応するために、大学改革によって国際的・先端的学術拠点としての大学構築を進めるとともに、それに相応しい研究・教育施設の整備、新しいスタイルのキャンパス生活を実現するため、現在、福岡市西区元岡・桑原地区、志摩町及び前原市に新天地を求め、新キャンパスを建設しています。

このうち、九州大学（元岡）研究教育棟Ⅰは、九州大学新キャンパスウエストゾーンに位置し、地球環境工学、システム情報科学、電気情報工学などの研究を行う工学系研究施設です。

九州大学は九州大学（元岡）研究教育棟Ⅰ施設整備事業の実施にあたり、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号 改正平成 13 年法律第 151 号 以下「PFI 法」という。)に基づく事業として実施することを予定しています。

PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（選定事業者）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施方針として定めましたので、ここに公表いたします。

## 目次

1．特定事業の選定に関する事項	1
（1）事業内容に関する事項	1
（2）特定事業の選定方法等に関する事項	4
2．民間事業者の募集及び落札者の選定に関する事項	5
（1）落札者の選定に係る基本的な考え方	5
（2）選定の手順及びスケジュール	6
（3）入札の公告	6
（4）入札説明書に対する質問・回答	6
（5）入札参加者の備えるべき参加資格	6
（6）審査及び選定に関する事項	9
（7）契約に関する基本的な考え方	10
（8）入札提出書類の取扱い	10
3．選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	11
（1）リスク分担の考え方	11
（2）選定事業者の責任の履行に関する事項	11
（3）事業の実施状況のモニタリング	11
4．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
（1）立地に関する事項	13
（2）土地に関する事項	13
5．事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	13
（1）紛争が生じた場合の基本的な考え方	13
（2）管轄裁判所の指定	13
6．事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
（1）本事業の継続に関する基本的な考え方	13
（2）本事業の継続が困難になった場合の措置	14
（3）金融機関等と大学との協議	14
7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
（1）法制上及び税制上の措置に関する事項	14
（2）財政上及び金融上の支援に関する事項	14
（3）その他の支援に関する事項	15
8．その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
（1）情報公開及び情報提供	15
（2）入札に伴う費用負担	15
（3）問合せ先	15

## 1. 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業内容に関する事項

#### 1) 事業名称

九州大学(元岡)研究教育棟Ⅰ施設整備事業

#### 2) 事業に供される公共施設等の種類等

公共施設等の種類

校舎等施設(国立大学研究教育棟)

公共施設等の立地等

ア.立地場所 福岡市西区大字桑原字柳ヶ浦1897番1

イ.用途地域 未指定

#### 3) 公共施設等の管理者等の名称

文部科学大臣 遠山 敦子

(文部科学大臣から本事業について事務の委任を受けた者、九州大学長 梶山千里)

#### 4) 事業目的

九州大学(元岡)研究教育棟(以下、「本施設」という。)は、九州大学新キャンパスウエストゾーンに位置し、工学研究院のうち地球環境工学部門群及びシステム情報科学研究院等の組織により構成され、地球環境工学、システム情報科学、電気情報工学などの教育・研究を行う工学系教育研究施設である。

工学研究院は、専門領域の高度化、学際化に対応できる研究体制と人材育成及び専門分野の関連を重視しつつ、伝統的な工学の継承・深化を図るとともに、高度技術社会を支える新しい工学領域の創造と育成を行い、卓越した基幹大学に相応しい研究拠点の構築を目指している。

また、システム情報科学研究院は、理学系、工学系、人文系という垣根を取り払い、新しい科学方法論としての情報科学を確立し、それと密接な関係にある電気電子技術を基盤としたシステム分野との融合発展を推進して、システム情報科学という新しい枠組みの下で基礎から応用にいたる新たな学問領域を切り開くことを目指している。

これらを施設の面から支援し、教育研究活動の拠点として相応しい環境を構築するため、本施設を整備することを事業の目的とする。

#### 5) 事業概要

##### 事業内容

九州大学(元岡)研究教育棟 施設整備事業(以下、「本事業」という。)では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117

号 改正平成 13 年法律第 151 号 以下「PFI 法」という。)に基づき、選定事業者が本施設を設計・建設した後、九州大学(以下、「大学」という。)に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式(BTO(Build,Transfer,Operate))により実施する。

本事業は、本施設の設計・建設及び維持管理サービスに係る対価として大学が選定事業者費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から平成 30 年 3 月までの期間である。

選定事業者の主な業務は次のとおりであり、詳細は入札説明書において示す。

(ア) 本施設の設計及び建設

- ・ 事前調査業務(地質調査・測量)及びその関連業務
- ・ 施設設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務
- ・ 施設整備及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ スケジュール調整業務
- ・ 大学への施設引渡し及び所有権移転業務

(イ) 本施設の維持管理

- ・ 建物保守管理業務  
(点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む)
- ・ 設備保守管理業務  
(設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む)
- ・ 清掃業務  
(建築物内部)
- ・ 廃棄物処理業務

なお、業務の実施にあたっては、九州大学新キャンパス・マスタープラン 2001 及び九州大学工学系地区基本設計計画説明書との整合に十分留意した上で取り組むこと。

#### 大学の支払に関する事項

大学の選定事業者に対する支払いは選定事業者が実施する本施設の設計・建設に係る対価と維持管理サービスの対価から成る。

当該設計・建設に係る対価について、大学は、維持管理開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI 法第 10 条第 1 項に基づいて公共施設の管理者等と選定事業者との間で締結する事業契約(以下、「事業契約」という。)に定める額を割賦方式により均等に支払う。

また、維持管理のサービスに係る対価について、大学は、維持管理開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める金額を支払う。

### 事業スケジュール（予定）

（ア）契約の締結時期	平成 15 年 6 月
（イ）事業期間	
a. 設計・建設期間	平成 15 年 6 月～平成 18 年 5 月
b. 引渡し	平成 18 年 5 月
c. 大学への所有権移転手続き完了	平成 18 年 6 月
d. 維持管理期間	平成 18 年 6 月～平成 30 年 3 月

### 6) 事業に必要と想定される根拠法令等

P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号、以下、「基本方針」という。）のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

建築基準法  
消防法  
都市計画法  
財政法  
会計法  
国有財産法  
その他関係法令、条例等

### 7) 実施方針等に関する説明会等

以下のとおり、実施方針に係る説明会を開催する。

#### 【説明会】

開催日時 平成 14 年 10 月 15 日（火）13:30～  
開催場所 九州大学記念講堂 2 階 大講堂  
          （福岡市東区箱崎 6 丁目 1 0 番 1 号）  
当日連絡先 九州大学施設部企画課企画掛  
          （福岡市東区箱崎 6 丁目 1 0 番 1 号 事務局第 2 庁舎 5 階）  
          電話 0 9 2 - 6 4 2 - 2 2 1 6

#### 注意事項

説明会当日は、実施方針（様式、添付資料含む）を配布しませんので、持参願います。

### 8) 実施方針に関する質問受付、回答公表

民間の経営能力や技術的能力を本事業に効率的・効果的に活用するために、平成 14 年 10 月 8 日（火）から 10 月 22 日（火）までの間、九州大学施設部企画課において、実施方針に対する民間事業者からの質問を受け付ける。

質問の提出方法、様式等については、別紙（様式 1）を参照することとし、原則として質問者は質問を保存した文書ファイル（Word ファイル等）を添付して e-mail にて本事業の事務局に送付すること。ただし、ファクシミリでの提出も受け付けることとする。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと大学が認めたものを除き、平成 14 年 11 月 27 日（水）までに文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、九州大学ホームページ及び九州大学掲示板において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

九州大学ホームページ

<http://www.kyushu-u.ac.jp/>

#### 9) 実施方針に関する意見・提案の受付等

民間の創意工夫等を活用して事業を実施することを目的とし、平成 14 年 10 月 8 日（火）から 10 月 22 日（火）までの間、九州大学施設部企画課において、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な意見・提案を受け付ける。

意見・提案の提出方法、様式等については、別紙（様式 2）を参照することとし、原則として意見・提案者は意見・提案を保存した文書ファイル（Word ファイル等）を添付して e-mail にて本事業の事務局に送付すること。ただし、ファクシミリでの提出も受け付けることとする。

大学は、意見・提案に対し、個別に回答は行わないが、民間事業者から提出のあった意見・提案のうち、大学が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

#### 10) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、九州大学ホームページ及び九州大学掲示板への掲載その他適宜の方法により速やかに公表し、その変更の内容が重要で本事業のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

### (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

#### 1) 特定事業の選定に当たっての考え方



大学は、PFI法、基本方針及びVFM（Value for Money）に関するガイドラインなどを踏まえ、大学自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

評価基準は以下のとおりである。

- ・本施設の設計・建設及び維持管理が同一水準にある場合において大学の財政負担の縮減が期待できること。
- ・大学の財政負担が同一水準にある場合において本施設の設計・建設及び維持管理の水準の向上が期待できること。

大学の財政負担の見込み額を算定するに当たっては、民間事業者からの税金等を調整する等の適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる大学の財政負担の総額を算出し、これを現在価値にて評価することとする。

また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合には客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

## 2) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、速やかに文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、九州大学ホームページ及び九州大学掲示板において公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

## 2. 民間事業者の募集及び落札者の選定に関する事項

### (1) 落札者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、落札者の選定に当たっては、施設の設計・建設及び維持管理サービスの対価の額並びに設計・建設・維持管理能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：会計法（昭和22年法律第34号）第29条の6、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）を行う予定である。

落札者の選定は二段階により実施し、第一段階は資格等要件審査、第二段階は提案内容審査を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下を予定している。

スケジュール(予定)	内容
平成14年12月上旬 平成15年1月中旬	特定事業の選定 入札公告 入札説明書等の交付 入札説明書等に関する説明会 入札説明書等に関する質問受付(第1回) 入札説明書等に関する回答公表(第1回) 参加表明書の受付け、参加資格の確認
平成15年3月上旬	第一次審査結果の通知 入札説明書等に関する質問受付(第2回) 入札説明書等に関する回答公表(第2回)
平成15年4月中旬	入札提出書類の受付
平成15年5月下旬	落札者の選定及び公表
平成15年6月下旬	選定事業者との契約締結及び公表

(3) 入札の公告

特定事業の選定を行った場合には、本事業を総合評価方式(予定)による一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報等に掲載する。

なお、本事業は、1994年4月15日マラケッシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象であり、入札手続は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)等に基づいて実施する。

(4) 入札説明書に対する質問・回答

入札の実施に関する具体的事項は入札説明書において示す。

入札説明書の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。

(5) 入札参加者の備えるべき参加資格

1) 入札参加者の参加要件等

入札参加者は、単独企業(以下、「入札参加企業」という。)又は複数の企業で構成

されるグループ（以下、「入札参加グループ」という。）とし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、2の(7)の2)に示す落札者の設立した特別目的会社から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者（以下、「協力会社」という。）についても、参加表明書において協力会社と明記し、以下の要件を満たすこと。

入札参加企業、入札参加グループの構成員若しくは協力会社として、2)入札参加者の構成員等の資格等要件を満たす、設計、建設及び維持管理の各業務にあたる者が必ず参加すること。

入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時まで代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

- (ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。
- (イ) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。
- (ウ) 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、九州大学の支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (エ) 大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社並びにみずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社佐藤総合計画及び三井安田法律事務所が参加していないこと。
- (オ) 大学が九州大学新キャンパス工学系地区基本設計業務を委託した三菱地所・シーザーペリ・三島設計共同体（三菱地所株式会社及び株式会社三菱地所設計、シーザー・ペリ アンド アソシエーツ ジャパン株式会社及び株式会社三島設計、以下、「MCM」という。）並びにMCMがこの業務の提携関係にあるササキアソシエーツ（Sasaki Associates Inc.）が参加していないこと。
- (カ) 入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。
- (キ) 「2. - (6) - 1）」において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

## 2) 入札参加者の構成員等の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ（ア）、（イ）及び（ウ）の要件を満たすこと。

なお、（ア）、（イ）及び（ウ）のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。

（ア） 設計に当たる者は次の要件を満たすこと

- a. 文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
  - b. 経営状況が健全であること。
  - c. 不正又は不誠実な行為がないこと。
  - d. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - e. 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の設計実績があること。
- なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

（イ） 建設に当たる者は次の要件を満たすこと

- a. 建設に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において「一般競争参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点以上であること。

建築一式工事	1 2 5 0 点
電気工事	1 1 5 0 点
管工事	1 1 5 0 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- b. 提案内容に対応する建設業法（昭和22年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。
  - c. 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の建設実績があること。
- なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

(ウ) 維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと

- a. 文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成13・14・15年度に九州沖縄地域の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
  - b. 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。
  - c. 平成4年度以降に、本事業と同種業務の維持管理実績があること。
- なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

なお、参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。

また、落札者については、契約締結までに上記1)及び本資格等要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

入札参加資格要件の詳細については、入札説明書において示す。

(6) 審査及び選定に関する事項

1) 審査委員会

民間事業者の選定に当たり、九州大学に学識経験者・有識者・職員等で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

2) 審査及び選定

審査は、総合評価方式によることとし、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。

審査委員会は、入札価格及び設計・建設・維持管理能力及びその他の条件等を総合的に評価する。

大学は審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者とする。

各審査の主な項目は以下の通りとし、具体的な評価基準については入札説明書において示す。

【第一次審査における審査の項目】

- ・資格等要件審査
- ・本事業と同種業務の設計・建設及び維持管理に関する経験等

#### 【第二次審査における審査の項目】

- ・入札価格
- ・その他の提案内容（本施設の設計・建設及び維持管理に係る事項等）

入札参加者に対して提案内容等に関するヒアリングを実施することもある。

#### 3) 選定結果の公表

大学は審査委員会の審査結果を踏まえ落札者を選定した場合には、その結果を速やかに公表する。

#### 4) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、審査及び落札者の選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

#### (7) 契約に関する基本的な考え方

##### 1) 事業契約の概要

事業契約は、設計・建設及び維持管理業務を包括的かつ詳細に規定する平成30年3月までの契約となる。なお、事業契約書案については入札説明書とともに公表する。

##### 2) 特別目的会社の設立

本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。

この場合、大学は、落札者と設計・建設及び維持管理業務に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率は全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

#### (8) 入札提出書類の取扱い

##### 1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

また、入札参加者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

## 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

## 3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

### (1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、大学及び選定事業者の業務分担を事業契約において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

このリスク分担の考え方及びPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン等を踏まえ、大学と選定事業者の責任分担は、原則として、「資料1 リスク分担表」によることとする。

具体的な詳細事項については、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ、入札説明書等において示す。

### (2) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

### (3) 事業の実施状況のモニタリング

#### 1) モニタリングの目的

大学は、選定事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、事業契約に定める業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握する

ために、モニタリングを行う。

## 2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な時期及び方法については、入札公告時に示し、最終的には事業契約に定める。

## 3) モニタリングの実施時期及び概要

### 基本設計・実施設計時

大学は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

### 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。

また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

### 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で大学の確認を受ける。

この際、大学は、施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、本施設の設計又は工事の内容が事業契約に定めた条件に適合しない場合には、大学は補修又は改造を求めることができる。

### 維持管理段階

大学は、維持管理段階において、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

### 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

## 4) 対価の減額等

モニタリングの結果、事業契約に定める業務要求水準が達成されていないことが判明した場合、大学は事業者に対して支払額の減額措置又は修復勧告を行う。減額の考え方については、入札公告時に示す。



#### 4 . 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### ( 1 ) 立地に関する事項

施設名	九州大学（元岡）研究教育棟Ⅰ
建設予定地	福岡市西区大字桑原字柳ヶ浦 1 8 9 7 番 1
延床面積（予定）	約 50,000 m <sup>2</sup>
施設構成	工学府・研究院、工学部のうち地球環境工学関連施設、システム情報科学府・研究院、工学部電気情報工学科施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、管理施設
必要諸室	教官研究室、院生研究室、実験室、ゼミ室、講義室、会議室、事務室等
施設利用者	教官等約 200 人、大学院生約 700 人、学部生約 1,200 人

##### ( 2 ) 土地に関する事項

大学は、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者に国有財産を無償で貸与する。

#### 5 . 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

##### ( 1 ) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的な措置に従う。

##### ( 2 ) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 6 . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

##### ( 1 ) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあら

かじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

大学は、事業契約の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。

なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。

2) 大学の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。

3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

大学及び選定事業者は、事業契約に具体的に列挙した事由が生じた場合には、事業契約に定められた、発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

(3) 金融機関等と大学との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、協定等を結ぶことがある。

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

特になし。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行

うこと。

(3) その他の支援に関する事項

大学は、選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行う。

## 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ及び九州大学ホームページ等を通じて適宜行う。

(2) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 問合せ先

九州大学施設部企画課企画掛

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号

TEL 092-642-2216

FAX 092-642-2207

e-mail sskkeika@jimu.kyushu-u.ac.jp

添付書類等

様式1 実施方針に関する質問書

様式2 実施方針に関する意見・提案書

資料1 リスク分担表

資料2 九州大学新キャンパス案内図

資料3 建設予定地配置図

参考資料1 九州大学新キャンパス計画配置図

参考資料2 工学系地区基本設計総合図

参考資料3 工学系地区研究教育棟イメージパース

(様式1)

平成14年 月 日

## 実施方針に関する質問書

九州大学(元岡)研究教育棟 施設整備事業実施方針について  
質問がありますので提出します。

質問事項	(実施方針 ページ 行目)
内容	
質問者	会社名 所在地 所属担当者名 電話・ファクシミリ番号

注1 質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。

2 質問事項は、この用紙1枚につき1件とします。

( 頁/質問総数 頁)

(様式2)

平成 14 年 月 日

## 実施方針に関する意見・提案書

九州大学(元岡)研究教育棟 施設整備事業実施方針について  
意見・提案がありますので提出します。

意見等事項	(実施方針 ページ 行目)
内容	
意見・提案者	会社名 所在地 所属担当者名 電話・ファクシミリ番号

注1 意見等は、簡潔かつ具体的に記入してください。

2 意見等事項は、この用紙1枚につき1件とします。

( 頁 / 意見等総数 頁)

## リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			大学	事業者
共通	入札説明書の誤り	入札説明書の誤りによるもの		
	法令の変更	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（PFI事業に影響を及ぼすもの）		
		法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		
	契約リスク	事業者との契約締結遅延や契約締結不可		
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		
	住民対応	施設建設に関する住民反対運動、訴訟		
		事業者の調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		
	安全性の確保	建設・維持管理における安全性の確保		
	環境の保全	建設・維持管理における環境の保全		
	構成員のリスク	構成員の能力不足等による事業悪化		
	保険	施設の設計、建設における履行保証保険、及び維持管理期間のリスクを保証する保険		
不可抗力	天災・暴動等による設計変更・中止・延期			
資金調達	必要な資金の確保に関すること			
事業の中止・延期	大学の指示等によるもの			
	施設建設に必要な許可などの遅延によるもの			
	事業者の事業破棄、破綻によるもの			
計画・設計段階	測量・調査の誤り	大学が実施した測量・調査部分（想定部分を除く） 事業者が実施した測量・調査部分		
	物価	急激なインフレ・デフレ		
	設計変更	大学の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	環境アセス・公聴	施設建設そのものに関すること		
	会による計画変更	事業者の提案内容に関すること		
応募コスト	落選時の応募コストの負担			
建設段階	物価	急激なインフレ・デフレ		
	用地の確保	建設予定地の確保に関すること		
		建設に要する資材置場の確保に関すること		
	設計変更	大学の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		
	工事費増大	大学の指示による工事費の増大		
上記以外の工事費の増大				
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
一般的損害	引渡し前に工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
支払いに関連する料	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの		
	金利	金利変動		
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		
維持管理関連	物価	維持管理費用の市場価格の変動		
	計画変更	用途の変更等、大学の責による事業内容の変更		
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		
	施設損傷	事故・火災による施設の損傷（帰属性による）		
落書きや軽微な施設損傷（帰属性による）				
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
	仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営への障害			